平成２７年（フ）第１５６号
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町２番地２ハイツカルテット101号室
破産者　名下奈津江
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
和歌山県田辺市たきない町21番15号
破産者　サロンドアルマージュこと　藤本美根子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第３５号
徳島県徳島市名東町１丁目101番地の９
破産者　永井　健二
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６号
徳島県徳島市南田宮４丁目７番３号
破産者　永井美知代
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６４号
熊本県八代市古閑中町465番地１（Ａ105）、前住所熊本県八代市古閑上町257番地１（101）
破産者　東矢　清子（旧姓宮本・徳永・中山）
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市隼人町小田290番地１　アフロディーテ202号室
破産者　山下　涼子（旧姓溝口・森）
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３０６号
北九州市小倉北区熊本２丁目５番27号
破産者　久米川　暁
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和217番地
破産者　重松　　彰
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３９号
佐賀県武雄市北方町大字志久3372番地
破産者　松崎　眞一
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１７３５号
名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　牛巻団地１棟215号
破産者　紫藤　幸司
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２８号
名古屋市緑区鳥澄２丁目304番地　緑ケ丘パークマンション203号、従前の住所新潟県上越市御殿山町17番26号
破産者　安藤　毎幸
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６０８号
大阪市平野区加美南５－９－35　サンモール402、住民票上の住所大阪府松原市小川１丁目16番15号
破産者　雑賀清治郎
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０１号
大阪府高槻市宮田町２丁目31番２号
破産者　木谷　政彦
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４６号
大阪府箕面市箕面１丁目６－11　久国文化住宅２号室、住民票上の住所千葉県野田市岩名２丁目10番地の15
破産者　ハッピードラゴンことＲＩＳＥ　ｔｏ　Ｒａｉｎｂｏｗ　ＤＲＥＡＭＥこと成田洋介こと　成田　伸一
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４号
兵庫県加古川市平岡町新在家2098番地の６
破産者　樽本　佳奈
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県加東市森尾21番地
破産者　前田　一彦
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２３３号
香川県高松市牟礼町牟礼2377番地１　シャトレハイツ屋島306、開始決定時の住所香川県高松市屋島西町2274番地20　アルファシティ屋島六番館201号
破産者　中村　真治
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係